

指定自動車教習所に関する事務取扱規程

昭和49年3月29日

岐阜県公安委員会規程第2号

改正 昭和60年7月県公委規程第5号、平成6年9月第6号、平成19年1月第2号、平成20年6月第2号、平成26年5月第3号

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第98条から第100条までの規定に基づく指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

[平6県公委規程6号・本条一部改正]

(指定申請書等の提出)

第2条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第35条に規定する指定申請書（添付書類を含む。）は正副2通を提出させるものとする。

(指導員等の審査)

第3条 法第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定員又は法第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員（以下「指導員等」という。）の審査を受けようとする者は、審査申請書により岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請するものとする。

2 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条に規定する技能検定員審査又は第10条に規定する教習指導員審査は、あらかじめ日時、場所及び審査を受ける指導員等の種別を定めて、岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）が実施するものとする。

3 公安委員会は、指導員等の審査に合格した者に対しては、審査合格証明書を交付するものとする。

(資格者証の交付)

第4条 法第99条の2第4項に規定する技能検定員資格者証又は法第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証の交付を受けようとする者は、資格者証交付申請書により公安委員会に申請するものとする。

2 公安委員会は、資格者証交付申請書に基づき、審査に合格した者に対して、技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を交付するものとする。

[平6県公委規程6号・本条全部改正]

(技能検定員章及び教習指導員章)

第5条 法第99条の2第1項又は法第99条の3第1項に規定する指導員等の選任届があったときは、当該指導員等に対し技能検定員章又は教習指導員章（以下「指導員等章」という。）を交付するものとする。

2 指導員等が指定教習所において業務に従事するときは必ず指導員等章を着用しなければならないものとする。

3 指定教習所管理者が指導員等を解任したときは、すみやかに指導員等章を返納させるものとする。

[平6 県公委規程 6 号・本条一部改正]

(資格者証の返納)

第6条 資格者証の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に係る資格者証の返納を命ずるものとする。

(1) 次に掲げる者のいずれかに該当するとき。

イ 過去3年以内に法第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者

ロ 法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は同法に規定する罪（法第117条の4第4号の罪を除く。）を犯し禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(2) 偽りその他不正の手段により資格者証の交付を受けたとき。

(3) 業務に関し不正な行為をし、その情状が指導員等として不適當であると認められるとき。

[平6 県公委規程 6 号・本条全部改正]

(指導員等の業務停止)

第7条 指導員等が前条各号に該当する疑いのあるときは、当該指定教習所の管理者において、その指導員等の業務を一時停止し又は必要な措置をとり、直ちに報告させるものとする。

(検査)

第8条 法第99条の6第1項に規定する立入検査は、あらかじめ日時を指定して行うほか、必要により随時行うものとする。

2 前項の規定による立入検査は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。

[平6 県公委規程 6 号・本条一部改正]

(指定教習所運営状況の報告)

第9条 法第99条の6第1項の規定に基づき、当該指定教習所における教習生の入所、教習及び技能検定の実施並びに修了証明書及び卒業証明書の発行状況等運営状況を本部長に報告させるものとする。

(適合命令等)

第10条 第8条に規定する検査を行った結果又はその他の調査により当該指定教習所が指定基準に適合しなくなると認めるときは、法第99条の7の規定に基づく必要な措置を命じ、又は監督上必要な命令を行うほか、法第100条の規定に基づき必要な処分を行うものとする。

[平6 県公委規程 6 号・本条追加]

(指定の取消し等)

第11条 法第100条の規定に基づき、当該教習所を管理する者等が同条の規定に違反したときは、指定の取消し等必要な処分を行うものとする。

[平6 県公委規程 6 号・本条追加]

(委任)

第12条 指定及び処分その他この規程を運用するにあたり必要な手続きに関する事務の取扱い並びに様式についての細部の事項は、本部長が別に定めるものとする。

[平6 県公委規程 6 号・旧第11条線下]

付 則

- 1 この規程は昭和49年4月1日から施行する。
- 2 自動車教習所の指定等に関する事務取扱規程（昭和40年岐阜県公安委員会規程第2号、以下「旧規程」という。）は廃止する。
- 3 この規程施行の際、現に指定を受けている指定教習所の管理者、技能検定員、技能指導員及び学科指導員（法令、構造、安全運転の知識の分割の指導員を含む。）の資格は、この規程に定める審査に合格したものとみなす。
- 4 この規程施行の際、旧規程の定めにより行なわれている申請、届出、その他の手続きは、それぞれこの規程により行なわれた手続きとみなす。

附 則 （昭和60年7月26日県公委規程第5号）

この規程は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則 （平成6年9月21日県公委規程第6号）

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 （平成19年1月26日県公委規程第2号）

この規程は、平成19年1月26日から施行する。

附 則 （平成20年6月3日県公委規程第2号）

この規程は、平成20年6月3日から施行する。

附 則 （平成26年5月16日岐阜県公委規程第3号）抄

- 1 この規程は、平成26年5月20日から施行する。